



広報

きょうごく

Public information Kyogoku

6

2026

No.830



2026年10月で香川県丸亀市と京極町は
親子都市協定締結10周年です



ヒグマ春期管理捕獲事業を実施しました

人里に出没するヒグマを減らすため、令和8年春期管理捕獲事業を3月22日及び4月5日に実施しました。

道猟友会倶知安支部京極部会にご協力いただき、ハンターが宇大富の京極町牧野周辺をパトロールしました。

ヒグマの発見や捕獲には至りませんでした。ハンター間で連携をとりながら警戒すべき地形やポイントの確認等、今後の捕獲に対応できるよう、ベテランハンターが経験の浅いハンターの指導に当たりました。

また、広範囲にわたり人の痕跡を残すことで警戒心を植え付け、人里への出没を抑制することも期待されます。



体験型交通事故防止教室が開催されました

4月14日、京極町公民館で、倶知安警察署職員による体験型交通事故防止教室が開催され、(株)パイオニアフーズで働く中国人の技能実習生ら33人が、自転車シミュレーターを活用した自転車運転体験、ゴーグルライトを活用した反射材効果体験をはじめ、自転車の走行方法など日本の交通ルールについて説明を受けました。

これは、昨年12月に同社の従業員が軽乗用車にはねられる事故が起きたことから開催されたものです。

また、これに合わせて町住民福祉課職員が、中国語版のごみ分別表を配付した後、ごみの分別や出し方について、実際に体験していただきながら説明を行いました。

参加された実習生の皆さんは、質問を交え、交通ルールやゴミ出しのルールについて真剣に聞き入っていました。



交通安全青空教室が開催されました

4月15日、京極小学校で交通安全青空教室が開催されました。

児童たちは、自転車の運転の実施訓練を行い、先生方や交通安全指導員、警察、PTAの皆さんの指導を受けながら横断歩道の渡り方や交通安全のルールを学びました。

終了後、先生から「自転車に乗る際は、今日学んだことを思い出し、気をつけて乗るようにしましょう」と挨拶がありました。



～空き家の管理にお困りの方へ～

京極町空き家・空き地情報提供事業のご紹介

京極町では、本町区域内における空き家・空き地の有効活用を通して、本町への定住促進による地域の活性化を図るために、「京極町空き家・空き地情報提供事業」を実施しています。

◆ 京極町空き家・空き地情報提供事業の概要

本町区域内に存在する、空き家・空き地物件についての情報を町が管理・収集し、その物件の賃借又は取得を希望する方と物件の所有者との間の連絡を行います。

公開できる情報は物件の所有者が希望する場合のみで、町HPを利用して情報を発信します。きちんとした手続きを踏んでから物件所有者の情報を提供するので、不特定多数の方へ個人情報わたる事はありません。



◆ 活用するメリット

● 多くの方への情報発信ができます！！

町のHPで掲載することにより、多くの利用希望者へ向けて情報を発信できます。また、きちんとした手順を踏んで物件所有者の情報を提供するので、個人情報は保護されます。

● 費用の削減になります！

交渉・契約行為は、ご本人同士で行っていただきますので、不動産会社への仲介料が発生しないことや、再利用できそうな家財等は処分をせずに活用できる場合があります。

◆ しりべし空き家BANKもご活用ください！

ご自身だけでは不安な方は、「しりべし空き家BANK」をご活用ください。

「しりべし空き家BANK」は、北海道・市町村・建築や不動産の専門科が連携し、空き家を「売りたい、貸したい」をお手伝いする組織です。

空き家BANKHP→ <http://park21.wakwak.com/~hkss/akiyabank.html>



空き家BANKHP

◆ お問い合わせ先

京極町役場 企画振興課 地域振興係 TEL0136-42-2111(内線34, 35)

京極町HP→ <https://www.town-kyogoku.jp/page/1229.html>



京極町HP



豊かな自然と清らかな水に恵まれた私たちの町は、北海道の象徴である「エゾヒグマ」にとっても絶好の生息環境です。近年、ヒグマの人里への出没や農業被害、人身事故が全道的に深刻な社会問題となっています。

爆発的に増え続けるヒグマ

1990年の「春グマ駆除」廃止以降、道内のヒグマ個体数は増加し、2023年末時点の推定個体数は約11,600頭に達しました。京極町でも令和7年度に34件のヒグマの出没及び痕跡が確認されており、これまで「山の中の出来事」だったヒグマとの遭遇が、今や「日常の延長線上」にある危機へと変わっています。特に、人を恐れない「新世代クマ」や、農作物の味を覚えた個体の増加は、私たちの生活を直接脅かしています。

ヒグマを寄せ付けない！ 地域で取り組む「防除」

ヒグマの被害を防ぐには、人里に近づきにくい環境を地域全体で作る取り組みが不可欠です。防御の要となるのが「電気柵」です。ヒグマは電気の痛みを学習して侵入を諦める習性があり、近年は家庭菜園用の小型製品も普及しています。ただし、雑草が触れると漏電して効果がなくなるため、こまめな草刈りなど日々の維持管理が非常に重要です。

また、見通しを良くする「緩衝帯」の設置も有効な対策です。

ヒグマは本来警戒心が強く、身を隠せる笹藪などに沿って移動します。そこで、山林と農地や住宅地の境界の草木を刈り払い、見通しの良い空間を設けることで、ヒグマに心理的なプレッシャーを与えられることができます。これは、人間の生活圏とヒグマの生息域を明確に分ける「ゾーニング管理」の第一歩となります。

ごみの「不法投棄」はヒグマを呼ぶ危険行為！

ヒグマを人里に引き寄せる最大の原因は、人間が出す「ゴミ」です。山林や河川へのごみの不法投棄やポイ捨ては、空腹のヒグマに「人間の食べ物は美味しく、簡単に手に入る」と学習させ、人里へ執着させる最悪の要因となります。ルールを守ったごみ出しと不法投棄の撲滅が、結果的に地域全体の命を守ることに直結します。

ターゲットが重なる危険な季節

これからの時期にピークを迎える「タケノコ（根曲がり竹）」採りは

初夏を迎え、タケノコやフキなどの山菜採りが本格化するシーズン。しかし、山の恵みを採る場所は、まさに「ヒグマの食堂」でもあります。私有地などの禁止区域での山菜採りは絶対におやめください。

特に注意が必要です。背丈を超える深い笹藪の中では視界が悪く、ヒグマと至近距離で遭遇するリスクが極めて高くなります。ヒグマも人間と同じようにこれらの植物を好んで食べるため、「ヒグマの生活圏にお邪魔している」という意識を持つことが重要です。

命を守る山菜採りの鉄則

毎年、山菜採り中の痛ましい人身事故や遭難が発生しています。入山する際は、命を守るための鉄則を必ず守りましょう。まず、万が一の際の捜索の遅れを防ぐため、行き先は必ず家族に伝えてください。単独行動は絶対に避け、複数人で声が届く範囲を行動することが基本です。服装は赤や黄色など、遠くからでも発見されやすい明るい色を選びましょう。

さらに、見通しの悪い場所ではクマ鈴やホイッスル、ラジオを鳴らしたり、手を叩いて大声を出したりして、ヒグマに人間の存在をアピールしてください。そして、新しいフンや足跡、土を掘り返した跡（食痕）などを見つけた場合は近くにヒグマがいる証拠です。

迷わず即座に引き返す勇気を持つことが、命を救います。

生死を分ける！ ヒグマ遭遇時の対処法

万が一ヒグマに出会ってしまった場合、反射的な行動が命取りになります。ヒグマは時速50キロ以上で走り、逃げるものを追う強い本能があるため、絶対に背を向けて走って逃げてはいけません。落ち着いてヒグマの目を見たまま、視線を外さずにゆっくりと後ずさりして距離を取ってください。

数メートルまで接近されてしまった場合は、携行しているクマスプレーを顔面に向けて一気に噴射します。それでも攻撃を受けてしまったときは、すぐに地面にうつ伏せになり、両手で首の後ろをしっかりガードして急所を守る防御姿勢をとってください。

ヒグマの姿を見かけたり、足跡などの痕跡を見つけた場合は、決して近づかず、安全な場所へ避難してから、すぐに役場（農林課…TEL 0136-42-2111）または警察（110番）へ通報してください。

京極町鳥獣被害防除施設等導入補助金について

京極町ではヒグマやエゾシカなどの有害鳥獣による農作物や人的被害の防止を目的に、鳥獣被害防除施設の導入等に要する費用の80%または100%を上限とした助成を行っております。詳細な内容や申請手続き、ご不明な点がございましたら農林課までお問合せください。

(1) 補助対象経費

- ①電気柵など侵入防除施設に要する経費
- ②爆音器など威嚇追い払い機材に要する経費
- ③狩猟免許及び猟銃所持許可取得に要する経費
- ④わな等捕獲機材取得に要する経費
- ⑤わな等巡回体制の軽減化が図られるIT活用機材に要する経費のうち使用料を除く初期費用（機材、登録料、契約事務手数料）
- ⑥猟銃、ホルスター、銃器用及び弾薬用保管庫に要する経費

※上記①、②、④、⑤は上限80%、③、⑥は上限100%として助成します。ただし、③は10万円、⑥は30万円を補助上限額とします。

(2) 補助金の交付対象者

◆京極町に住所または家屋を有する方

※上記③～⑥については、猟友会倶知安支部京極部会に加入することを条件とします。

ただし、「京極町におけるアライグマ・カニクイアライグマ防除実施計画」における防除従事者等による、アライグマの被害低減化及び生息域の拡大防止等を目的とした④については加入を条件としません。

※上記⑥については、③の交付対象者であることを条件とします。

（すでに③を取得している方は、⑥の交付対象者とはなりません）

(3) 補助申請に必要なもの

- ①申込書類一式及び納税確認同意書（農林課窓口で配布）
- ②見積書及び領収書等の支払いをしたことが分かる書類 ※経費の内訳が分かるもの
- ③印鑑
- ④振込先の口座が分かるもの

令和 8 年度京極町土地改良事業補助金について

(1) 小規模土地改良事業補助金

①事業概要

町内の農業者個人または法人が、町内業者に発注して施工した土地改良事業に要する経費に対して補助を行います。

②対象事業

暗渠排水、客土、層厚調整、心土破碎、不陸均し、農地造成、明渠排水、耕作道の整備、暗渠管ロボット洗浄機による洗浄 等

③補助率及び補助上限額

一つの圃場につき、補助率30%以内、補助上限額60万円以内

(2) 暗渠排水疎水材補助事業補助金

①事業概要

町内の農業者個人または法人が、町内業者に発注して施工した土地改良事業に要する経費のうち、暗渠排水疎水材にチップ材を使用した場合の購入費に対して補助を行います。

②対象事業

暗渠排水疎水材（チップ材に限る）の購入費

③補助率及び補助上限額

一つの圃場につき、補助率50%以内、補助上限額10万円以内

◆補助申請に必要な書類等（両事業共通）

①補助申請書及び納税確認同意書（役場農林課でお渡しします）

②領収書及び内訳明細書

③施工写真

④印鑑・振込先の口座が分かるもの

ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

京極町役場 農林課
電話：0136 - 42 - 2111

温室効果ガスの削減を目指しています

今年度冷蔵庫を買換えた方に

最大
¥ **40,000**

相当の京極町お買物券がもらえます！

簡単4ステップ

1

冷蔵庫購入



家電量販店やネットショップで新品の冷蔵庫を購入

2

必要書類を揃える



領収書等の必要書類と申請書を準備

3

窓口にて申請



企画振興課窓口で申請書一式を提出

4

支援券給付



給付決定後、お買物券を郵送で送付

※平成26年（2014年）以前の冷蔵庫の買換えが対象になります。また古い冷蔵庫内にある銘板の写真等を廃棄する前に残しておいてください。

対象期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

詳細はこちら

京極町役場 企画振興課



防災行政無線について

戸別受信機 について

京極町では、防災行政無線 戸別受信機を皆様にお渡しています。

非常災害や緊急事項など、いち早くお知らせする大事な情報伝達手段となりますので、設置へのご理解とご協力をお願いいたします。



防災行政無線放送 について

令和7年度において放送した内容で、主なものは次のとおりです。

引き続き、住民の皆様の安心・安全のため有益な情報の発信を行ってまいります。

気象・災害情報

- ・大雨 強風 大雪に係る注意喚起
- ・気象警報発令(暴風雪等)

町政情報

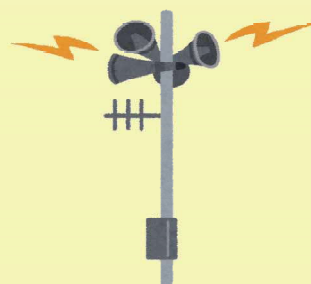
- ・国政選挙に係る投票啓発

注意喚起

- ・冬の気温上昇による落雪などの注意喚起
- ・夏の気温上昇による食中毒警報の発令
- ・熱中症警戒アラート

その他のお知らせ

- ・京極温泉臨時休業のお知らせ
- ・湧学館・公民館・体育館休館のお知らせ
- ・生活応援券配布について
- ・断水のお知らせ
- ・ハチの巣による通行禁止について



<お問い合わせ> 総務課 TEL : 42-2111



公民館
☎42-2203
総合体育館
☎42-2075
湧学館
☎42-2700



湧学館図書室Instagram
@kyogoku_yugakukan

◆6月のカレンダー【図書利用時間 10:00～18:00】

日	月	火	水	木	金	土
5/31	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	7/1	7/2	7/3	7/4

■ 図書休館日 ○ イベント開催日

6月の展示:「図書館のりものフェア」



[世界のくるま図鑑 2500] [世界の鉄道事典] [はたらくるまたちの はたけしごと]
スタジオタック ジョン・コイラー / 著 AG. フォード / 絵
クリエイティブ / 作



毎月第3土曜日は、 お子様対象おはなし会

6月20日(土)午前11時～
場所: 幼児室(図書室内)
お時間は10分～20分程の予定です

ブックスタートプラス対象の方は随時お申し込みください。
令和4年度生まれのお子様には絵本をプレゼントしています★



布絵本づくり6月の活動

日時 6/11(木)6/25(木)
午後1時30分～2時30分
場所 湧学館図書室
持ち物 裁縫セット(あれば)
◎申し込み不要です
お気軽にご参加ください♪

陶芸教室 夜の部 開催します

日程: 6/10・17・24(各水曜日)
時間: 午後6時30分～8時30分
場所: 湧学館1階 陶芸教室
内容: 自分だけの作品作り
(マグカップ、茶碗小皿等)
講師: 陶芸家 池田 富次氏(蘭越町在住)
協力: 京極町陶芸愛好会
参加料: 粘土を使うごとに500円(1kg)
対象: 京極町在住の高校生以上の方
定員: 14名
持ち物: 手拭きタオル



(粘土で泥だらけになります)
その他: 教育委員会生涯学習課(42-2700)へ
開催日2日前までにお申し込みください

※途中からでも1日だけでも参加できます

家庭で楽しむ 野菜づくり講座

家庭菜園のコツや目からウロコな裏技など
「暑さ」に負けない野菜づくりを学べます
身近な材料を使った液肥づくり体験も!

【日程】 6月13日(土)
【時間】 午後1時30分～3時
【場所】 湧学館2階文化教室
【講師】 農山漁村文化協会 北海道支部
寺元 和矢さん
【定員】 20名
【持ち物】 500mlの空ペットボトルをお持ちください。なければ湧学館で用意します。
【申込】 湧学館図書室までお申し込みください。
当日参加も可能ですが、お申し込み済の方を優先いたします。
※参加無料です。この機会にぜひ!



★内容が変更になる場合がございます。
詳しくは回覧やHPでご確認ください。

《 新着本のご案内 》



〔最果てキッチン〕
高山 環／著



〔その手は明日を紡ぐために〕
五十嵐 大／著



〔30代後半、独身、ひとり暮らし〕
畑野 智美／著



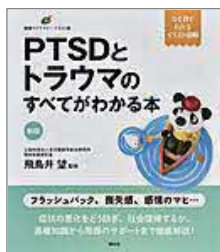
〔ぬすびと〕
寺地 はるな／著



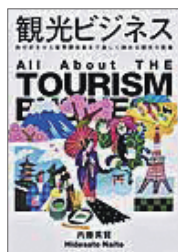
〔世界の果ての本屋さん〕
ルース・ショー／編



〔空き家で暮らす〕
石川 理恵
／取材・文



〔PTSDとトラウマのすべてがわかる本〕
飛鳥井 望／監修



〔観光ビジネス〕
内藤 英賢／著



〔めくってオモロいマジすか人体〕
坂井 建雄／監修



〔小学生のお料理ブック〕
青木 ゆり子／著



〔どうぶつたちの音楽会〕
オレ・コネック
／絵と文



〔めんどくさ〕
よしむら あきこ
／作・絵・デザイン



新着本



人気本

- ◎ 最新の新着本や、人気の本は〔左のQRコード〕または〔湧学館ホームページ〕から ご覧ください。
- ◎ 読みたい本のリクエストを受け付けています！
ご用意出来次第、電話やメールで ご連絡いたします。



令和4年度生まれのお子さまへブックスタートプラスのご案内

湧学館では、3、4歳の町内の子どもたちに、より読書を楽しんでもらうためのきっかけづくりとして絵本と読み聞かせをプレゼントしています。ぜひお気軽にご参加ください。

と き：毎月第3土曜日 午前11時から

と ころ：湧学館幼児室（図書室内）

お申し込み：電話またはメール・ホームページからどうぞ

◎プレゼントの絵本はこちらから1冊選ぶことができます↓



〔どうぞのいす〕
香山 美子／作



〔しろくまのパンツ〕
tupera tupera／作



〔ギガントサウルス〕
ジョニー・ダドル／作



〔ばけばけばけばけ
ばけたくん〕
岩田 明子
／ぶん・え





長谷川保健師

『高齢者肺炎球菌ワクチン・带状疱疹ワクチン接種費用助成事業』 のお知らせ

町では、発症及び重症化予防のため、高齢者肺炎球菌ワクチンと带状疱疹ワクチンの接種費用の一部助成を行っています。今年度は高齢者肺炎球菌ワクチンが変わり、一部内容が変更となっています。詳しくは下記の各ワクチンの接種費用助成の内容をご確認ください。

高齢者肺炎球菌ワクチン →肺炎球菌による肺炎の発症及び重症化を予防します

<助成対象者>

定期接種：下記の①又は②に該当する方で、過去に受けたことがない方

①満65歳の方（66歳の誕生日の前日までが対象です）

②接種日に60～64歳で以下の対象となる方

- ・心臓、腎臓または呼吸器に障害があり、身の回りの生活が制限される方
- ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

任意接種：下記の①又は②に該当する方

①過去に高齢者肺炎球菌ワクチン接種を受けたことがない方で66歳以上の方

②過去に高齢者肺炎球菌ワクチン接種を受けており、5年以上経過されている方

<助成内容>

助成内容は、定期接種・任意接種ともに同様です。

ワクチンの種類	プレバナー 20（沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン）
接種回数	1 回
接種料金（自己負担額）	3,500 円（生活保護世帯の方は無料）

★今年度以降に接種される方は、費用助成が1回のみとなります。
（詳しくは「前年度との変更点」をご参照ください）

<申請方法>

- ①申請書をもらう（クリニックまたは役場健康推進課）
※生活保護世帯の方は、事前に役場健康推進課での手続きが必要です。
- ②申請書を接種当日にクリニックへ提出する

<接種できる医療機関>

ひまわりクリニックきょうごく 電話：42-2161

★ワクチンの申し込みは1週間前までをお願いします。

<持ち物>

申請書（印鑑必要）、予診票（役場またはクリニックでお求めください）、マイナ保険証又は資格確認書

<前年度との変更点>

高齢者肺炎球菌ワクチンに使用されるワクチンが変更になりました。（下記参照）

	旧	新
名称	ニューモバックス NP	プレバナー 20
ワクチンの種類	荚膜多糖体ワクチン	結合型ワクチン
免疫記憶	形成されない	形成される
効果持続期間	約5年（徐々に低下）	生涯続くと思われる
再接種	必要	不必要（1回で完了）

このため5年毎の接種が不要となり、
助成回数1回のみへ変更します

带状疱疹ワクチン

→带状疱疹の発症及び重症化を予防します

<助成対象者>

定期接種：①令和8年度中に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる方

②接種日に60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

任意接種：接種日に50歳以上で定期接種の対象者以外の方

※過去に带状疱疹ワクチンを接種されている方は、対象とならない場合がありますので、かかりつけ医にご相談ください。

<ワクチンの種類>

助成対象の带状疱疹ワクチンは2種類あります。どちらかのワクチンを選択してください。

ワクチンの種類		水痘ワクチン (生ワクチン)	シングリックス (不活化ワクチン)
接種回数		1回	2回(2か月以上の間隔をあける)
接種方法		皮下注射	筋肉注射
予防効果	接種後1年時点	6割程度	9割以上
	接種後5年時点	4割程度	9割程度
	接種後10年時点	—	7割程度

<助成内容>

助成内容は、定期接種・任意接種ともに同様です。

ワクチンの種類	水痘ワクチン	新
接種回数	1回	2回※
接種料金(1回分)	3,500円※	9,000円※

※シングリックスは、2回接種で助成1回とします。

※生活保護世帯の方は無料となります。事前の手続きが必要です。(『申請方法』参照)

<助成回数>

2回まで受けられます。(令和7年度までに費用助成を受けた方は、あと1回分助成対象となります)

※2回目の費用助成を受ける場合は、接種間隔をかかりつけ医に相談してください。

<申請方法>

①申請書をもらう(クリニックまたは役場健康推進課)

※生活保護世帯の方は、事前に役場健康推進課での手続きが必要です。

②申請書を接種当日にクリニックへ提出する

<接種できる医療機関>

ひまわりクリニックきょうごく 電話：42-2161

★ワクチンの申し込みは1週間前までをお願いします。

<持ち物>

申請書(印鑑必要)、予診票(役場またはクリニックでお求めください)、マイナ保険証又は資格確認書

<予防接種に関するお問い合わせ> 健康推進課保健師 TEL：42-2111

<予防接種の予約申し込み> ひまわりクリニックきょうごく TEL：42-2161

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険料率の見直しについて～

■ 保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。令和8・9年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

<医療分>

<p>● 均等割 (被保険者が等しく負担)</p>	<table border="1"> <tr><td>令和6・7年度</td></tr> <tr><td>(年間)</td></tr> <tr><td>52,953円</td></tr> </table>	令和6・7年度	(年間)	52,953円	→	<table border="1"> <tr><td>令和8・9年度</td></tr> <tr><td>(年間) 59,963円 (7,010円増)</td></tr> </table>	令和8・9年度	(年間) 59,963円 (7,010円増)
令和6・7年度								
(年間)								
52,953円								
令和8・9年度								
(年間) 59,963円 (7,010円増)								
<p>● 所得割 (被保険者の所得に応じて負担)</p>	<table border="1"> <tr><td>令和6・7年度</td></tr> <tr><td>(年間)</td></tr> <tr><td>11.79%</td></tr> </table>	令和6・7年度	(年間)	11.79%	→	<table border="1"> <tr><td>令和8・9年度</td></tr> <tr><td>(年間) 11.61% (0.18ポイント減)</td></tr> </table>	令和8・9年度	(年間) 11.61% (0.18ポイント減)
令和6・7年度								
(年間)								
11.79%								
令和8・9年度								
(年間) 11.61% (0.18ポイント減)								
<p>● 賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)</p>	<table border="1"> <tr><td>令和6・7年度</td></tr> <tr><td>(年間)</td></tr> <tr><td>80万円</td></tr> </table>	令和6・7年度	(年間)	80万円	→	<table border="1"> <tr><td>令和8・9年度</td></tr> <tr><td>(年間) 85万円 (5万円増)</td></tr> </table>	令和8・9年度	(年間) 85万円 (5万円増)
令和6・7年度								
(年間)								
80万円								
令和8・9年度								
(年間) 85万円 (5万円増)								

<子ども分> R8年度より新設

<p>● 均等割 (被保険者が等しく負担)</p>	<table border="1"> <tr><td>令和8年度</td></tr> <tr><td>(年間) 1,364円</td></tr> </table>	令和8年度	(年間) 1,364円
令和8年度			
(年間) 1,364円			
<p>● 所得割 (被保険者の所得に応じて負担)</p>	<table border="1"> <tr><td>令和8年度</td></tr> <tr><td>(年間) 0.28%</td></tr> </table>	令和8年度	(年間) 0.28%
令和8年度			
(年間) 0.28%			
<p>● 賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)</p>	<table border="1"> <tr><td>令和8年度</td></tr> <tr><td>(年間) 2万1千円</td></tr> </table>	令和8年度	(年間) 2万1千円
令和8年度			
(年間) 2万1千円			

【令和6年度からの制度改正の内容】

- すべての国民が、年齢に関わりなく負担能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことを目的とした制度改正が行われました。
- 後期高齢者一人当たりの保険料の伸び率を現役世代一人当たりの後期高齢者支援金の伸び率と合わせるよう、後期高齢者負担率の設定方法が見直されました。
- 子育てを全世代で支え合うため、後期高齢者医療制度から、出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みが導入されました。
- この制度改正の影響を受け、被保険者の皆さまに負担いただく保険料は増加することとなりました。
- 令和8年度から子ども・子育て支援金制度が施行されることに伴い、医療分の保険料率とは別に、子ども分の保険料率を算定します。※令和9年度の子ども分保険料率は令和8年度中に算定します。
- 子ども・子育て支援金制度の施行について、詳しくは子ども家庭庁ホームページをご覧ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkinseido>

■ 均等割5割・2割軽減の範囲が見直しされました

- 保険料均等割軽減のうち、5割・2割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【令和7年度】

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合
43万円 + (30万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割軽減
43万円 + (56万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割軽減

【令和8年度から】

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合
43万円 + (31万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割軽減
43万円 + (57万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割軽減

■ 医療分の均等割7割軽減が7.2割軽減になります

- 医療分保険料均等割軽減のうち、7割軽減対象者は、制度改正影響緩和のため7.2割軽減となります。
※子ども分は変わりません。

■ 保険料の計算方法（令和8・9年度）

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

<医療分>

<p>均等割 【1人当たり保険料】</p> <p>59,963円</p>	+	<p>所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和7年中の所得一最大 43万円) × 11.61%</p>	=	<p>1年間の保険料 【限度額85万円】 (100円未満切捨)</p>
<p>均等割 【1人当たり保険料】</p> <p>1,364円</p>	+	<p>所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和7年中の所得一最大 43万円) × 0.28%</p>	=	<p>1年間の保険料 【限度額2万1千円】 (100円未満切捨)</p>

<医療分> + <子ども分> = 1年間の保険料

- 1年間の保険料の上限額は医療分が85万円、子ども分が2万1千円です。
- 所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

令和8年度の保険料額は、6月に個別にお知らせします

■ 保険料の軽減について（令和8年度）

次の①～②に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

① 均等割の軽減

軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。

被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

昭和34年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

<医療分>

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合	年間の均等割額	前年度比
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	7.2割軽減	16,789円	約904円増
43万円 + (31万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割軽減	29,981円	約3,505円増
43万円 + (57万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割軽減	47,970円	約5,608円増

<子ども分>

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合	年間の均等割額
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	7割軽減	409円
43万円 + (31万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割軽減	682円
43万円 + (57万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割軽減	1,091円

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ、均等割が5割軽減となります。（医療分59,963円→29,981円 子ども分1,364円→682円）

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

電話 011-290-5601

京極町役場 住民福祉課保険医療係

電話 0136-42-2111

「歯みがきは 体を守る 最前線」



「6（む）4（し）」の語呂合わせから、毎年6月4日から10日までは「歯と口の健康週間」です。
この機会に、ご家族でむし歯予防はもちろん、歯や口の健康づくりに目を向けてみてはいかがでしょうか。



「食べる」「噛む」だけじゃない！

歯・口の健康は**全身の健康**と関係！

歯には、「食べる」「噛む」「話す」「表情をつくる」といった大きな役割がありますが、歯周病になると、全身の健康状態と関連があることが分かっています。

歯周病の原因の歯周病菌は、歯ぐきに炎症を起こして毛細血管を壊します。そこから歯周病菌や歯周病菌が出す毒素などが血液に侵入し、全身に散らばります。

脳梗塞や認知症、心筋梗塞、動脈硬化、糖尿病、骨粗しょう症など、多くの疾患に悪影響を及ぼすため、口腔内を健康に保つことが大切です。



日々行う自宅のセルフケアと
半年に一度の**歯科医院のケア**

歯みがきなど、毎日行う自宅でのセルフケアはとても大切ですが、半年に一回程度の歯科医院での定期健診も大切です。

かかりつけの歯科医院を持ち、日々のケアと歯科医院でのケアを両立しましょう。

自宅のセルフケア



歯みがき



補助用具
(デンタルフロス、
歯間ブラシ)
の利用



フッ素入り
歯磨き粉の
利用



間食習慣の
見直し

歯科医院のケア



歯石除去
口腔内チェック
ブラッシング指導

受診のきっかけづくり・・・

歯科健診受診券をフル活用！

右表の方には、町内の歯科医療機関等で利用できる歯科健診受診券が発行されています。
是非ご利用ください。

事業名	対象者
妊婦歯科健診	妊婦
1.6・3歳児健診	1歳6か月・3歳児
フッ素塗布券	未就学児
成人歯科健診 ※4/1時点の年齢	20・30・40・45・ 50・55・60・65・ 70歳の方
高齢者歯科健診	75歳以上の方



おはよう

【開園日】月～金曜日
【時 間】9:00～11:30・15:00～16:30
【閉園日】土、日曜日と祝日

♪支援室であそぼう♪

最近の支援センターは保育園入園前のお子さんや、保育園帰りに立ち寄ってくれるお子さんがたくさんいて、特に午後の時間は毎日のように楽しそうな笑い声が響いてきます。午前中は時々、保育園に入園しているお友だちも遊ばせてもらっていて、こちらも楽しそうに過ごしています♪



🎁 京極中学校3年生からのプレゼント 🎁

令和7年度京極中学校卒業生が、家庭科の授業で、子どもたちが遊べるおもちゃを手作りし、とても可愛らしいきんぎょ（『きんぎょがにげた』の絵本より）をプレゼントしてくれました。

一つ一つがとても丁寧に作りこまれていて、子育て支援センターと保育園のみんなで楽しく遊ばせてもらっています。

卒業生のみなさん、可愛いきんぎょのおもちゃをありがとうございました。



📖 新しい遊具と絵本の紹介 📖

支援センターでは様々な年齢のお子さんが楽しめるパズルを取り揃えています。写真は一部ですが他にもいろいろなパズルがありますので、是非遊びに来てください♪また、一部ですが新しい絵本も紹介します。「のうぎょうのくるま」ではトラクターやハーベスタなどを紹介しており、とっても面白いですよ。



災害は備えが大切です

4月に震度4以上の地震が何度もあり、記憶に新しいところです。京極町は災害の少ないまちと言われていますが、2018年の胆振東部地震のときは1～2日間停電となり、公民館に福祉避難所が設置されました。家で過ごすのに不安のある高齢者や障がいのある方々が自主避難をしました。この頃はみなさんの防災意識が高まり、乾電池をストックしたり、非常用のストーブ、非常食などを準備した方も多かったように思います。

今はどうでしょうか。それぞれのご家庭や家族の状況で準備しておく物や、備えも違ってくるかと思えます。京極町では「防災のしおり」と「京極町ハザードマップ」が作成され、令和2年に全戸に配布されています。お手もとにない方は京極町のホームページからダウンロードすることができます。家族でこれらに目を通しながら、様々な災害を想定した話しあいをしておくことをお勧めします。

介護サービスを利用する方々には以下のことを確認しています。

- ・防災無線を設置し、聞こえる音量にしていますか
- ・家の中は、地震の時に怪我や避難の妨げにならないような配慮はされていますか
- ・非常持出品や備蓄品は用意していますか
- ・どこかの避難所に避難するか知っていますか
- ・避難所まで自力で避難できますか
- ・自力で避難が難しい場合、避難を手助けしてくれる人はどなたになりますか
- ・避難を手助けしてくれる人に、あらかじめお願いはしていますか
- ・避難所で配慮してほしいことはありますか



防災に関するお問い合わせは役場総務課、高齢者に関するご相談は地域包括支援センターまでご連絡ください。

地域包括支援センターだより

電話／0136-55-8615（24時間対応）
相談専用メール／soudan65@kyougoku-shakyo.or.jp



児童手当について

●児童手当とは

児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育している方に支給されるものです。

●受給資格者

京極町内に住民登録があり、高校生年代までの児童（満18歳以後の最初の3月31日までの間にある児童）を養育している方。

※共働きの場合は、所得や健康保険の状況などにより主に生計を維持している方

※公務員の方は、勤務先からの支給となります。

●支給額

支給年齢	手当月額	備考
3歳未満	15,000円	（第3子以降は30,000円）
3歳以上 高校生年代まで	10,000円	（第3子以降は30,000円）

※「第3子以降」とは児童および児童の兄弟等のうち、年齢が上の子から数えて3人目以降の子のことを言います。

※第3子以降のカウント方法は、児童手当受給者が生活費等を負担している大学生年代（22歳になった年の最初の3月末）までの子をカウント対象とします。

●支給時期

原則、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月（偶数月）に、それぞれの前月分まで（2か月分）を受給者名義の指定口座に支給します。

例）6月の支給日には、4月・5月分の児童手当を支給します。

●認定請求

出生、他の市町村からの転入等により新たに受給資格が生じた場合、「認定請求書」の提出が必要です。

※認定請求書にはマイナンバーを記入いただきます。

【添付書類】

- ・請求者及び配偶者の保険（国民健康保険・被用者保険・公務員共済組合）がわかるもの
- ・請求者本人名義の銀行の口座番号が確認できるもの

※その他必要に応じて提出する書類があります

●受給中の方で手続きが必要な場合

次のような変更事項があった場合は届出をお願いします。

- ・他の市区町村に住所が変わるとき
- ・出生、転入等により支給対象となる児童が増えたとき
- ・支給対象となっている児童を養育しなくなったとき
- ・児童と別居する等、児童の養育状況が変わったとき
- ・受給者の方が公務員になるとき、公務員でなくなったとき
- ・受給者の加入年金が変わったとき（3歳未満の児童がいる場合） など

<お問い合わせ先>健康推進課子育て支援係 電話：42-2111

英語版ごみ看板・外国語版分別チラシを作成しました！

外国人住民のごみのお悩みで「言葉が通じずルールがうまく伝わらない」「分別の間違いをどう伝えたいのか分からない」と困ったことはありませんか？

このたび、外国人住民の方にも正しいルールを知ってもらうための「英語版ごみステーション設置看板」と「外国語版分別チラシ」を作成しました。

「英語版ごみステーション設置看板」※結束バンド付

ごみステーションに掲示して、曜日やマナーを視覚的に伝えます。

「外国語版分別チラシ」

英語、ベトナム語、中国語（簡体字、繁体字）があります。

イラスト付きでわかりやすく、直接渡すことができます。

役場住民福祉課窓口で無料配布していますので、ご希望方、町内会、事業所などでぜひご利用ください。

また、ごみの捨て方などで困った場合は、お気軽に住民福祉課までご連絡ください。

英語版ごみステーション用看板(A地区)

District A
Garbage Station

Burnable Garbage	Thursday
Non-burnable Garbage	1st & 3rd Tuesday
Food waste	Monday & Wednesday & Friday
Recyclable Garbage	Category 1 Plastic containers/wrappings Monday
	Category 2 Mixed paper 2nd & 4th Wednesdays
	Category 3 Bottles/Cans/Plastic bottles Wednesday
	Category 4 Cardboard/Magazines/Paper Friday

- ◆ Please do not deposit on other days than the collection days.
- ◆ Please separate your garbage, put it in the designated bags & put it out by 8:30am.
- ◆ Please follow the rules, & keep it clean.

**Kyogoku Town
Neighborhood association**
(This station is managed by the neighborhood association.)



外国語版分別チラシ(ベトナム語)

Cách phân loại và cách vứt rác

Lịch thu gom (từ ngày 5 tháng 8 năm 2023)

Thứ Hai	Thứ Ba	Thứ Tư	Thứ Năm	Thứ Sáu
Chất thải dễ cháy	Chất thải không dễ cháy	Chất thải dễ cháy	Chất thải không dễ cháy	Chất thải dễ cháy

Chú ý: Chỉ thu gom rác thải sinh hoạt. Không thu gom rác thải công nghiệp, rác thải xây dựng, rác thải y tế, rác thải điện tử, rác thải kim loại, rác thải thủy tinh, rác thải nhựa cứng, rác thải xốp, rác thải da, rác thải vải, rác thải giấy cứng, rác thải kim loại nặng, rác thải điện tử, rác thải y tế, rác thải sinh hoạt.

Rác đốt được (Có thể đốt được): Giấy vụn, Giấy báo, Giấy in, Giấy viết, Giấy nháp, Giấy gói, Giấy dán, Giấy vẽ, Giấy dán tường, Giấy dán cửa sổ, Giấy dán tường, Giấy dán cửa sổ, Giấy dán tường, Giấy dán cửa sổ.

Rác vệ sinh (Có thể vứt được): Túi giấy, Túi vải, Túi nilon, Túi giấy, Túi vải, Túi nilon, Túi giấy, Túi vải, Túi nilon, Túi giấy, Túi vải, Túi nilon.

Rác không đốt được (Không thể đốt được): Đồ dùng kim loại, Đồ dùng nhựa, Đồ dùng gỗ, Đồ dùng da, Đồ dùng vải, Đồ dùng giấy, Đồ dùng thủy tinh, Đồ dùng kim loại nặng, Đồ dùng điện tử, Đồ dùng y tế, Đồ dùng sinh hoạt.

Rác nhà bếp (Rác thải từ nhà bếp): Thức ăn thừa, Thức ăn thừa, Thức ăn thừa, Thức ăn thừa, Thức ăn thừa.

Rác công kênh (Chất thải từ công nghệ): Túi giấy, Túi vải, Túi nilon, Túi giấy, Túi vải, Túi nilon, Túi giấy, Túi vải, Túi nilon.

Các vật thị trấn không thu gom (Các vật thị trấn không thu gom): Đồ dùng kim loại, Đồ dùng nhựa, Đồ dùng gỗ, Đồ dùng da, Đồ dùng vải, Đồ dùng giấy, Đồ dùng thủy tinh, Đồ dùng kim loại nặng, Đồ dùng điện tử, Đồ dùng y tế, Đồ dùng sinh hoạt.

Cách vứt rác nguy hiểm (Cách vứt rác nguy hiểm): Đồ dùng kim loại, Đồ dùng nhựa, Đồ dùng gỗ, Đồ dùng da, Đồ dùng vải, Đồ dùng giấy, Đồ dùng thủy tinh, Đồ dùng kim loại nặng, Đồ dùng điện tử, Đồ dùng y tế, Đồ dùng sinh hoạt.

【お問合せ】京極町役場住民福祉課 ☎ 42-2111



林野火災に注意して下さい！

近年、日本各地で大規模な林野火災が多発し甚大な被害が発生していることを踏まえ、林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報・警報」の運用が始まっています。

一定の気象条件に達した場合「林野火災注意報」又は「林野火災警報」が発令されます。

○ 林野火災注意報 が発令された場合

火を使用する行為を行わないよう努めなければなりません。(努力義務)

○ 林野火災警報 が発令された場合

火を使用する行為を行ってはけません。(罰則のある義務)

※ 火の使用制限に従わない場合

30万円以下の罰金または拘留が科されることがあります。



⚠ 火の使用が制限される行為の例



どんど焼き



花火・火遊び



可燃物付近での煙草



落ち葉の焼却



たき火



かまど(薪)

規制対象外



バーベキュー



七輪(炭火)



消防への通報・連絡は下記まで

火事・救急・救助 (指令センター) 局番なし119番
 災害案内専用電話 (自動音声) 22-6655番
 その他お問い合わせ (消防署京極支署) 42-2303番

羊蹄山ろく消防組合ホームページ
<https://www.yotei-fd.jp/> (羊蹄山ろく消防組合)





6月30日(火)は

「町道民税」「国民健康保険税」

第1期の納期限です！

～口座振替の届け出はお早めに～

いろいろな納付方法を活用して、納期内納税を！

税金だけでなく、水道料金や公営住宅料など、京極町が扱う公共料金は納期内に納めてください。納期限が過ぎたのに税金を納めずにいると、延滞金が加算されてしまいます。

☆京極町で可能な納付方法一覧 ※令和8年5月現在

支払い方法	税金	料金	備考
金融機関の窓口	○	○	
京極町役場出納課	○	○	
口座振替	○	○	北海道信金・郵便局・JA 京極支所
コンビニ納付	○	○	詳しくは納付書の裏面をご確認ください
PayPay	○	○	
共通納税	○	×	クレジットカードや決済アプリなど

※税金（町道民税(普徴)、固定資産税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税)

※料金（後期高齢者医療保険料、テレビ共同受信施設使用料、教員住宅料、公営住宅料、上下水道料）

☆「共通納税」とは？

「地方税統一QRコード(eL-QR)」を利用した町の税金の納付方法です。パソコンやスマートフォンで「地方税お支払いサイト」にアクセスし、納付書に記載されているeL-QR(2次元コード)を読み取るか、eL番号を入力することで、クレジットカードやインターネットバンキング、口座振替(ダイレクト方式)(期日指定可能)、ページ番号発行など、さまざまなお支払い方法を選ぶことができます。

また、各種スマートフォン決済アプリ(auPAYやd払いなど)でのお支払いも可能です。くわしくは「地方税お支払いサイト」を検索してください。

◆地方税お支払いサイト <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser>



この「eLマーク」がついている納付書が共通納税対応です！詳しくは「共通納税お支払いサイト」を検索！

※共通納税・スマホ決済のときに気をつけること

○領収書は発行されません。

○納付期限など、一定の期限を過ぎると利用できません。

地域おこし協力隊 活動報告 ～ 2026年6月～

全国から移住してきた隊員が、京極町の魅力を見つけ・磨き・伝えながら、町の産業や暮らしを元気にするために活動しています。ここでは隊員たちの毎月の活動を報告します。



且見 祐介 隊員

空き家改修、いよいよ本格始動

家財道具などの片付けが完了し、今月からいよいよ空き家改修が本格的にスタートしました。既存の天井・壁・床の解体を進め、今月中には天井と壁の解体が完了する見通しです。

5月からは床の解体に着手し、実際のレイアウトや各スペースの配置について具体的な検討を進めていく予定です。準備段階から実作業へと移行したことで、改修プロジェクトは大きな節目を迎えています。

また、改修作業の様子を動画で記録しています。完成後に一気に認知を図るのではなく、準備・改修の段階から発信を続けることで、オープンに向けた認知拡大につなげていきたいと考えています。

今後はSNSを通じて定期的な情報発信も視野に入れているため、公開の際は改めてご報告いたします。



▲空き家改修



且見 絵理 隊員

シャキッと会〜ヨガDay開催

4月のシャキッと会は、雪解けが進み歩きやすくなつた時期に開催しました。今回は初めて参加された方もおり、「歩くと痛かったところが楽になった」と喜びの声が聞かれ、私も嬉しく感じました。日中は暖かい日も増えてきましたので、足腰の強化にぜひご参加ください。



▲ TikTokQR



▲ InstagramQR

アカウント名 kyogoku_kurashi



田久保 佳志 隊員

地域おこし協力隊2年目のご挨拶及び4月の活動報告について

4月に入り、地域おこし協力隊2年目に突入しました。沢山の方々のサポートにより、2年目を幸先よくスタートすることができております。

雪も解けて、畑作農業も始まり、天候に合わせた農作業をしております。

4月中旬頃より、種芋の浴光催芽の作業、ビート移植水やり、倉庫片付け、畑の耕起作業、アスパラ桑焼き等、毎日色んなことを考え仕事をしております。

指導農業者のご指導のもと1年目よりも難しい作業を実施し、覚えることも沢山ありますが、充実した日々を送っております。

今後も日々の活動を精一杯尽力いたしますので、どうぞよろしくお願いたします。



▲種芋ミニコンに入れ替える作業



高橋 哲也 隊員

新年度を迎え、動き出した4月

年度が変わり、人の動きも活発になる中で、新たに着任された協力隊の方々や、受け入れ先としてご指導いただく指導農業士のお二人へご挨拶する機会がありました。改めて、多くの方に支えられて活動できていることを実感しています。

畑では雪もすっかり解け、早出し人参や馬鈴薯の播種に向けた準備が本格化しました。先月の肥料配合に続き、種芋の洗浄・殺菌作業や浴光処理、圃場の土づくり（プラウ、サブソイラー、ロータリー）を行い、プランターを使用した播種まで一連の工程に携わりました。

印象的だったのは洗浄・殺菌作業でした。その重要性はもろろのこと、地域ごとに方法や工夫が異なり、現在も進化している点に驚きました。また、播種のタイミングや土の状態、畝の精度が非常に重要であり、その出来が秋まで影響することも学びました。携わった作物が収穫期に立派に育つことを願いながら、一つひとつの作業に向き合っています。



山中 潤一 隊員

やりたいことありませんか？

先日開催した「第2回京極 Blueprint」では、5名が集まり様々なプロジェクトについての意見交換を行いました。

「変化を恐れず、個人のやりたい！にコミットする」という理念のもと、バンドや芝居、ダンスなどの「〇〇やろうぜー」やプレゼンやディベート大会、作家が1週間ごとに交代する「京極リレー小説」やeスポーツなど盛りだくさんで実現に向けて動かしていきたいと考えておりますので、ぜひ皆様のお力（ご意見でもご参加でも運営でも）をお貸しください！

開催告知はオープンチャットや京極町アプリで行うので、ご確認の上ご参加ください！



▲LINE オープンチャット
(匿名で参加できるグループLINEです。100人達成!!)



上林 美公 隊員

京極町の農業を知るために大先輩の元で農業研修をスタートする

4月は5名の指導農業士さんの畑をそれぞれ回り、これから本格的に始まる畑仕事の準備を中心に経験させていただきました。ピニールハウス建て、イモ消毒、イモ切り、トラクター等の整備、農家として必要な作業のすべてが初めてのことであり新鮮なものでした。

京極町で健康に重きを置いたおいしい作物をつくりたい。このことを目標としています。が、農業が未経験の私には何もかもが初めての作業でした。色々な経験は自分自身の価値になることに気づき、充実した日々を送ることができ毎日が楽しいです。一方で体力勝負な面もあり、不慣れた作業は身体へのダメージとして残っていることも事実です。身体を壊すと仕事ができないため、前職で培った身体の使い方を駆使してダメージを減らして自分を守ることも大切にしていきたいです。

農業研修を通じて知識や技術を磨くことはもちろんですが、地域の方との交流がおろそかになつては本末転倒だと思っています。ボランティア活動などには積極的に参加していきますが、畑で見かけた際はぜひ気軽に声をかけていただけると嬉しいです。

トラクターの動きが慌ただしくなり、車で町を走るといよいよシーズンの始まりを知る時期が来たと感じています。播種や植え付けなどの作業も少しずつ始まり、ワクワクすることが増えている今日この頃です。

地域おこし協力隊の小寺です！



小寺 浩右 隊員

まだ畑には雪が残っている4月初旬、馬鈴薯の発芽用のビニールハウス作りの作業が始まりました。それから急速に雪解けが進み、畑仕事も忙しくなってきました。今年の京極の春は雪が少ないように雪解けもとても早かったです！作業は主に植える準備をしました。馬鈴薯の種芋関連の作業が多かったです。植えるための馬鈴薯「種芋」の入ったプラスチック製のコンテナ「ミニコン」は、ずっしり20kg以上あるのでそれを大量に運ぶのは中々ハードなお仕事です。ビニールハウス内であらかじめ発芽させた馬鈴薯は、ついに植え付け作業です。発芽させて植えた方が成長が早い↓収穫時期も早い！

なんと植え付け作業はトラクターに装着された機械で自動で行います。思った以上のスピードで植え付けられていく馬鈴薯。広大な畑での大規模農業に驚きです！植え付け作業はまだ始まったばかり。町内のあちこちの畑で作業しているトラクター、農作業シーズンが本格的に始まり今からわくわくです！

税 務 職 員 募 集

札幌国税局では、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして活躍する税務職員を募集しています。2026年度の採用試験の概要は、次のとおりです。

1 受験資格

- (1) 令和8年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者
- (2) 令和9年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

2 申込受付期間（インターネット申込み）

6月12日（金）午前9時～6月24日（水）（受信有効）

申込み専用アドレス <https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

※ インターネット申込みができない場合

受験を希望する第1次試験地を所轄する国税局にお問い合わせください。

ご不明な点は、札幌国税局人事第2課採用担当（TEL：011-231-5011 内線2315）又は最寄りの税務署（総務課）にお尋ねください。



京極町ポータルアプリ 利用者アンケート

令和7年3月に運用を開始しました「京極町ポータルアプリ」は、運用開始から約1年が経過いたしました。

町では、より便利で皆さまに親しまれるアプリを目指し、今後の機能追加や改善の参考とするため、アンケートを実施いたします。

ぜひ、率直なご意見・ご感想をお聞かせください。



後志エリアにおける夜間帯の移動実態 および交通ニーズに関する調査

本調査は、後志エリア（主に京極町・倶知安町）における夜間帯の交通利便性の現状を把握し、今後の持続可能な地域交通の在り方を検討するための基礎資料とすることを目的としています。

現在、夜間帯における既存の公共交通（バス・タクシー等）が、皆様の生活や経済活動のニーズにどの程度対応できているかを伺います。

※回答内容は統計的に処理され、本目的以外に使用することはありません。





住民福祉課

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の追納制度があります。

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受取額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するため、10年以内であれば遡って古い月分から収める（追納）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納されると、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

一部免除を受けた期間は、残りの

納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。

- ・若年者納付猶予・学生納付特例期間が「法定免除・申請免除期間」より先に経過した（古い）月分である場合は、「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が優先します。
- ・「法定免除・申請免除期間」が「若年者納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。
- ・「若年者納付猶予・学生納付特例期間」の中では、先に経過した月分から納めることになります。
- ・「法定免除・申請免除期間」の中では、先に経過した月分から納めることになります。

くわしくは、役場住民福祉課または、小樽年金事務所国民年金課 0134(33)5026 までお問い合わせください。

住民福祉課

6月の小樽年金事務所 出張相談日

出張相談日

●開設日時

6月17日（水）

午後1時00分～午後5時00分

●開設場所

後志労働福祉センター

（俱知安町南1条東1丁目）

●予約申込受付

小樽年金事務所お客様相談室

0134(33)5026

午前8時30分～午後5時00分

（土・日・祝日を除く）

・ご予約を受付の際には、相談者及び配偶者氏名、基礎年金番号、電話番号、相談内容について確認させていただきます。

住民福祉課

ご存知ですか？

「国民年金基金」

国民年金基金は、自営業やフリーで働く方が、老後に受取る国民年金（老齢基礎年金）の不足分を補うための上乘せ年金として創設された公的な年金です。

国民年金基金に加入できる方

国民年金基金に加入できるのは、次のいずれの条件も満たしている方です。

- ① 20歳から60歳未満の方、又は60歳から65歳未満で国民年金に任意加入している方
- ② 国民年金の保険料を納めている方（国民年金の保険料を免除されている方や、農業者年金の被保険者

の方は加入できません。）

- ③ 道内に住民票のある方

国民年金基金のメリット

- ① 掛金は全額社会保険料控除となり、税金が軽減されます。
 - ② 加入した時の掛金や受取る年金額は変わりませんので、自分に合わせた年金設計ができます。
 - ③ 保証付に加入した方が保証期間内に亡くなられた場合、遺族の方に一時金が支給されます。
- くわしくは、北海道国民年金基金 0120(65)4192 までお問い合わせください。

農業委員会

農業委員会からのお知らせ

農業委員会の総会は、毎月第4木曜日開会予定となります。

- ・6月の予定日時

日時 6月25日（木）

午後1時30分

（農繁期等により日時変更を行うことがあります。）

総会案件については、開会日時の2週間前までに地区担当委員に申し出てください。

農地の売買をお考えの方へ

登記されている住所が現住所と違う場合や、現況が農地であっても登記地目が農地ではない場合、抵当権などの権利がついている場合は、売買前にそれらの変更や抹消の登記を事前に済ませていただく必要があります。冬の降雪期間の地目変更申請は、登記官の現地確認ができず、登記完了は来春になってしまうため、今年度中の売買をお考えの方はご注意ください。地目の変更については例外もありますので、事前に農業委員会事務局までご相談ください。

後志歯科医師会、後志総合振興局

口腔衛生キャンペーン むし歯予防DAY2026

日時 8月6日13日(土)
午後1時30分～午後3時30分
場所 倶知安町 後志総合振興局
1階道民ホール
内容 フッ素塗布、オーラルフレイルチェック、歯科検診と歯磨き指導、むし歯の危険度チェック、指模型

障害に関する身近な相談役 「地域相談員」を紹介します

障がいがあっても安心して地域で暮らすことができる社会をめざし、障がいのある方の権利擁護と暮らしやすい地域づくりを推進するため、北海道では平成22年より道内14圏域に「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」(略称「地域づくり委員会」)を設置しています。

同委員会では、地域における虐待、差別等に関することや地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関することなどの相談窓口として「地域相談員」を配置することとなっております。後志地域においても、地域で障がいのある方々などの身近な相談役として活躍されている「身体障がい者相談員」並びに「知的障がい者相談員」の方を各市町村が推薦し、北海道知事より委嘱されているところです。京極町では、次のお二人が就任(再任)されましたのでご紹介いたします。

「地域相談員」・「京極町身体障がい者相談員」

南川 喜世美さん



連絡先 0136(42)2020

「地域相談員」・「京極町知的障がい者相談員」

和泉 幸浩さん



連絡先 0136(42)3277

● 委嘱期間

令和8年4月1日～

令和10年3月31日(2年間)

● 相談方法

お気軽にご相談ください。内容に応じて、必要な関係機関につないだり、手続きなどの助言を行います。(連絡先は個人宅ですので時間帯はご考慮ください。)

● その他

お困りのことがあれば、住民福祉課でも随時ご相談に応じています。

役場住民福祉課

連絡先 0136(42)2111

ま ち の 事 件 簿

令和8年4月末
交通事故発生状況

	8年	7年
人身	4件	1件
物損	24件	22件
死者	0人	0人

京極町地域安全協会
倶知安警察署

事 件

○4月中、京極町内での事件の認知はありませんでした。

事 故 (事例)

○特異な事故の発生はありませんでした。

令和8年度採用の自衛官

募集種目		受験資格	受付期間	試験期日（予定）	
一般曹候補生 （第2回）	男子	採用予定月の1日現在 18歳以上33歳未満の者	7月1日（水） ～ 9月1日（火）	1次試験Web試験 9月16日（水）～27日（日） ※いずれか1日を指定されます 2次試験面接・身体検査 10月18日（日）～22日（木） ※いずれか1日指定されます 細部は1次試験合格通知で お知らせいたします	
	女子				
自衛官候補生 （第2回）	男子		7月1日（水）～8月5日（水）		8月21日（金）～24日（月） ※いずれか1日指定されます
	女子				
自衛官候補生 （第3回）	男子		7月1日（水）～9月7日（月）		9月24日（木）～30日（水） 俱知安会場は9月30日（水） ※いずれか1日指定されます
	女子				
自衛官候補生 （第3回）	一般	18歳以上52歳未満の者 ※細部については俱知安地域 事務所にお問合せくださいお 問合せください。	令和8年5月23日（土） ～ 9月10日（木）	Web試験 令和8年9月12日（土）～ 10月2日（金） 面接試験・身体検査 令和8年10月3日（土）、10月 4日（日） ※いずれか1日を指定されます	
	技能	18歳以上で国家免許資格等 を有する者（資格により年齢 上限は53歳～55歳未満） ※細部については俱知安地域 事務所にお問合せ下さい。			

※状況により試験日の変更の可能性があります。詳しくは、下記の連絡先までお問い合わせください。

俱知安地域事務所：俱知安町南3条東1丁目 電話：0136-23-3540

自衛官募集相談員：村上 敦 電話：0136-42-2543

町長の のうごき

4月

- 1日 辞令交付式
- 2日 転入教職員辞令交付式
- 3日 一般社団法人後志スポーツ&カルチャー
クラブ連携協定締結式
- 6日 京極小学校入学式
京極中学校入学式
- 7日 株式会社ドンクモデル連携協定締結式
春の交通安全旗の波運動
- 8日 地域活性化起業人委嘱状交付式
- 10日 ようてい農業協同組合通常総代会
京極町市街連合町内会定期総会
- 13日 エア・ウォーター株式会社・イオン北海道
株式会社連携協定締結式
- 14日 北海道道路整備促進協会通常総会
北海道治水砂防海岸事業促進同盟
通常総会
- 15日 北海道防炎協会通常総会
北海道道路利用者会議定期総会
日本で最も美しい村づくり北海道
連携会議
- 16日 北海道電子自治体共同運営協議会定時
総会
- 17日 北海道町村会定期総会
全国町村下水道推進協議会北海道支部
総会
- 18日 長谷川岳政経セミナー
- 25日 京極八幡神社祈年祭



- 28日 羊蹄山麓地域における土地取引・開発
行為の規制に関する勉強会
議会全員協議会
- 30日 春の行楽期の交通安全旗の波運動
NPO法人きょう・ここ定時総会
入札

* 人口や世帯の動き *

お誕生おめでとうございます

おくやみ申し上げます

個人情報の取扱いに配慮し、町ホームページに掲載する広報きょうごくPDFの「おくやみ」欄等の内容は割愛させていただきます。ご了承ください。



人のうごき



令和8年4月末現在
()は前月との比較

●人口	●男性	●女性	●世帯数
2,724人	1,327人	1,397人	1,456戸
(+1)	(+3)	(-2)	(±0)
※うち外国籍住民 146人			

令和8年経済センサス - 活動調査を実施しています

令和8年6月1日を基準日として、全国の事業所を対象に5年に1度の「経済センサス - 活動調査」を実施しています。

調査の対象となる事業所には、4月に調査書類を郵送していますので、インターネット回答にご協力ください。未回答の事業所や新たに把握した事業所には、5月中旬以降に調査員が調査票をお届けします。

日本の経済活動を把握するための重要な調査です。皆さまの調査へのご理解とご協力をお願いいたします。

お問い合わせ：企画振興課 0136-42-2111

広報
きょうごく



京極町
ホームページ



京極町
公式アプリ



App Store Google Play